

子 産

(一)

山 岡 利 一

子產は鄭の穆公の孫で子固の子である。子產は其の字である。清朝の錢大昕は產とは生れる意、木の高いのを喬といい、生成の意であると後漢書放異にいっている。名を喬、字を子產と言つた。又僕といふは後人が人勞を加えたのであろう。然し説文に廻れば、高い意がある、それと一致する。木の高大なものは美材である。故に他の字を子美と言つてゐる。成子はその號である。國語晉語に公子の子を公孫と称するとある。故に彼を公孫僕とも言つたのである。彼の父を子固といつたところから國僕ともいつたのである。世々鄭の東に居を構えていたことは論語憲問篇にも明記してゐる。

清の梁玉穂の史記志疑に、子產自魯襄八年始見于伝至昭二十年卒其行事見者四十四年：（淹川龟太郎、史記会注考証引用に拵る）がある。

従えば、晉師必ず至らう。晉・楚、鄭を伐てば今より四五年のうち、寧日を得ないだろう。」といったので、父子固は憤怒して、「爾何を知らう。國に大命あり、而して正卿あり、童子にして言え、將に戮せられよう。」と叱りつけたのがある。

鄭子固子耳侵蔡獲蔡司馬公子燮鄭人皆喜唯子產不順曰小國無文德而有武功禍莫大焉楚人米討能勿從乎從之晉師必至晉楚伐鄭自今鄭國不四五年弗得寧矣子固怒之曰爾何知國有大命而有正卿童子也爲將為戮矣

その頃彼は童子であったとある。童子とは果して何才か。これが決定づけられれば、自ら生年の時期も定まるであろう。

「童」の字について考証しよう。

説 文

(イ) 平部

男有壽曰奴奴曰童女曰妾

さて彼の出生は何年頃か。それを明示する文献は現存しない。春秋左氏伝、魯の襄公八年に彼の父、子固が蔡を侵した時、鄭の国人は皆欣喜雀躍したが、彼は「小国、文武無くして武功あり、禍これより大なるはない、楚人來り討てば、従わないでおられようか。之に

右に拵れば男子の罪（忌罪古字）ある者を奴といい、（奴童普通）女には妾といった。だがこのことから童の年齢判定は不可能である。此の項目の段玉穂注に「學記注成童十五以上」とある。（學記注あるのは内則注の誤である。）

(回) 人 部

童子未冠也 段注

按說文倣童之訓與後人所用正相反……今經伝

予字皆作童子非古也學記注成童十五以上

更に礼記に童子の語の使用されているものを列挙すると

童子哭不俟

(礼記、雜記下) 鄭注 未成人者也

童子曰聽事

(礼記、少儀) 鄭注 童子未成人

童子委塾而退

(礼記、曲禮下) 鄭注 童子委塾而退不与成

童子不穢

(礼記、問喪) 鄭注 未成人

童子不衣裘裳

(礼記、曲禮上) 孔疏 童子未成人之名也

右に挙れば鄭玄の注は一貫して未成人と解釈している。

童子之節也

(礼記、玉藻) 鄭注 童子未冠之称也

孔疏 童子節也者謂童稚之子

未成人之礼節

以上の孔穎達の疏によると鄭玄注と同様、未成人の称として年齢を決定するに到らない。「未冠」という語より「加冠」は果して何才に行われたか。究明する必要がある。

其他

点曰莫春者春服既成冠者五六人童子六七人浴乎沂風乎舞雩咏而

歸(論語先進)

互鄉雞与言童子見門人惑(論語、述而)

國之存亡天也童子何知(在伝成公十六年)

右の文は何れも童子は未冠者の意であることは明白である。又加冠は何才に行われたか

冠の意義

將冠者……(儀礼、士冠礼) 疏將冠者即童子二十之人也

男力二十冠而字(礼記、曲禮上)

二十而冠(礼記、內則)

無夫大冠礼而有其婚礼古者五十而後爵何大夫冠礼之有(礼記郊特牲、儀礼、士冠礼) 孔疏 二十而冠

天子諸侯子十九而冠而聽治(荀子、大略) 楊倞注 十九而冠

先于臣下一年也、右の例に挙れば、「二十而冠」の文にある様に加冠の年令は殆ど一致している。童子は未冠の者を指すことは自明である、故に通常十五才以上二十才未満ということになり、但し天子諸侯の子弟は十九才で加冠し臣下より一年早いことになる。故に襄公八年(紀元前五六五年)に子産は童子であったから、凡そ彼の出生は紀元前五八四年か五八三年頃となる。

さて子産の卒去した年は如何、それに関する二つの記録がある。その一は、左伝昭公三十年に

鄭子產有疾謂子大叔曰我死子必為政唯有德者能以寬服民其次莫如猛夫火烈民望而畏之故鮮死焉水懦弱民狎而叛之則多死焉故寛難疾數月而卒。

他は史記鄭世家第十二

声公五年鄭相子產卒

とある。二文には可成の時間的差異がある。史記鄭世家の子產の卒去の年を声公五年とするのと、左伝の昭公二十年（鄭、定公八年）との間に可成の距離がある（声公五年紀元前四九六年、昭公二十年紀元前五二三年、その差二十二年となる）

次に

史記、循吏列伝に「治鄭二十六年而死」とある。これを左伝に就て考察すると、

左伝、襄公十九年、鄭簡公十二年 「鄭人使子展当国子西聽政立子產為卿」

左伝、襄公三十年、鄭簡公十三年 「子皮授子產政」

左伝、昭公二十年、鄭定公八年 「鄭子產有疾……疾數月而卒」

右の左伝の記録によると子產簡公十二年に卿と為り、同二十三年執政となつて、定公八年卒去したことは明瞭である。即ち鄭に於ける執政は二十三年の長期に亘る。前述の史記、循吏列伝のいうところと差異は殆どない。一方史記の鄭世家、声公五年（紀元前四九六年）子產卒去とあるが、左伝には簡公十三年（紀元前五四三年）

に執政になつたから、治鄭は四十八年間の長きを閲したこととなる。左伝と史記との死期の差が所詮 治鄭の期間の差ともなる。凡

二十余年の差となる。それは何に拘つて生じたか。定公五年には大

叔執政となる。定公九年以後に至つては執政は幽歎であり、声公五年に至るまで執政の更迭はなく、依然として幽歎である。史記は幽歎の死を誤って子產の死とした為ではなかろうか。幽歎と子產の音が近いため誤ったとも考えられる。左伝の昭公二十年以後には子產に関する記事は全く掲載されていない。あれ程、偉大な為政者であったのだから若し生存していれば、必ずや彼子產に関する記録は見得る筈である。以上の事項より判断すれば、彼の生涯は大体六十年位となる。孔子は彼を評して「君子の道四つあり。己を行うや恭。その上に事うるや敬。その民を愛うや惠。その民を使うや義」と言ひ。又「惠人たり」（朱注子產之政不專於寬然其心則一以愛人為主故孔子以為惠人）と言つてゐる。又史記「孔子の歴事する所……鄭においては子產」とか。或時子貢が孔子に「夫子の之」と与にする所以は」と問うた時、孔子は「子產の民に於けるや恵主なり、學におけるや博物たり……故に吾は之に兄事せり」と答えた。又彼の逝去に接した時、涕を流して「古の遺愛なり」と歎いた。此等に依つても、彼が立派な人物であった事が察せられる。

さて左伝によつて彼の年表を作製すると次の通りである。

子產年表

												西元前
573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583		
一八	一七	一六	一五	一四	三三	三三	一二	一〇	九	成公八	魯	
三	二	一〇	九	八	七	六	五	四	三	成公二	鄭	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	(鄭伯驘)	執政	
										子產出生？(推定)		

561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572
三	二	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	襄公元
五	四	三	二	簡公元	五	四	三	二	僖公元	一四	三
"	"	子孔	"	"	子翬	"	"	"	"	子罕	"

子產聞盜入戶而攻盜於北宮……子孔當國、為載書以位序聽政辟大夫諸司門子弗預將誅之子產止之請為之焚書

549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560
二四	三三	三三	三一	一〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	三三
一七	一六	一五	一四	一三	三	二	一〇	九	八	七	六
"	"	"	"	"	子展	孔	"	"	"	"	"
鄭伯如晉子產書於子西以告宣子曰子為晉國西鄰諸侯不聞令德而聞重幣夫令名德之要也德國家之基也有甚無壞……宣子說乃輕幣	晉人欲朝于鄭鄭人使少正公孫孺對				子孔之為政也專國人患之……子孔當罪……甲辰子展子西率國人伐之殺子孔鄭人使子展當國子西聽政立子產為卿						

539	540	541	542	543	544	545	546	547	548
三	二	元昭公	三	三〇	二九	二八	二七	二六	二五
二七	二六	二五	三四	二三	二二	二一	一〇	一九	一八
"	"	"	子產	子伯 產皮有	伯 有	"	"	"	"
鄭伯如楚子產相楚子享之賦吉日既享子產乃具田備王以田江南之夢	鄭公孫黑將作亂欲去游氏而代其位：子產乘遞而至使更數之	公子朋聘于鄭且娶於公孫段氏將入館鄭人惡之使行人子羽與之言將以衆逆子產患之使子羽辭鄭伯盟于公孫段氏公孫儀盟于閨門之外 <small>夫蕪隧晉侯有疾鄭伯使公孫儀如晉聘且問疾</small>	子產相鄭伯以如晉、鄭人游于鄉校以論執政然明謂子產曰毀鄉校如雍葬諸斗域子驥氏欲攻子產、子皮授子產政從政一年與人誦之	子產相鄭伯以如晉、鄭人游于鄉校以論執政然明謂子產曰毀鄉校如何子產曰何為子皮欲使尹何為邑子產曰少未知可否……不可	吳公子札米聘見子產如旧相識與之縗帶子產獻紵衣焉謂子產曰鄭之執政侈靡將至矣政必及子為政慎之以礼不然鄭國將敗鄭伯有公孫黑如楚裨謁曰善之代不善天命也其焉辟子產	八月大司旱也蔡侯婦自晉入于鄭鄭伯享之不敬子產曰蔡侯其不免乎……九月鄭游吉如晉告將朝于楚以從宋之盟子產相鄭伯以如楚章合不為壇	鄭伯享趙孟于垂露趙孟曰七子從君以寵武也請皆賦以卒君睨：子產賦服采	六月鄭子展子產帥軍七百乘以伐陳·子產獻捷于晉·子產始知然明問為政焉：子大叔問政於子產子產曰政如農功日夜思之	鄭伯賞入陳之功賜之先路三命之服賜子產次路再命之服：公孫揮曰子產其得政矣冬十月楚子伐鄭鄭人將禦之子產曰晉楚若平諸侯將和楚王是故昧於一来不如使退而帰乃易成也

528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538
四	三	三	二	一〇	九	八	七	六	五	四
二	定 元	三六	三五	三四	三三	三一	三	三〇	二九	二八
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
合諸侯于平丘子產子大叔相鄭伯以會子產以繼繆九張行子產帶未至聞子皮卒哭且曰吾已無為為善矣唯夫子知我	鄭子皮將行子產曰行不遠不能救蔡也	鄭子皮將以幣行子產曰喪焉用幣	三月鄭簡公卒將為葬除及游氏之廟將毀焉子大叔使其除徒執用以立而無庸勢曰子產過女而問何故不毀乃曰不忍毀廟也諾將毀矣	鄭子產病於晉晉侯使荀偃問焉子產曰吾有猶能為鬼乎子產曰能從鄭伯以勞諸相鄭三卿皆知其將為王也	鄭人鈐刑審叔向使貽子產書楚公子棄疾如晉報韓子也過鄭公孫儀	鄭子產病於晉晉侯有疾韓宣子逆客私疾曰寡君寢疾於今三月三無幾今夢黃熊入于寢間子產為豐施掘州田於陳邑子子產立公孫視及良止以撫之乃止及子產適晉趙景子問焉子產曰伯有猶能為鬼乎子產曰能告子產子產曰何害苟利社稷死生以之	子產相鄭伯会晏侯于邢丘	楚子問於子產曰晉其許我諸侯乎對曰許君晉君少安不在諸侯鄭子產作丘賦園人掠之曰其父死於路以為惡厄以令於園將若之何子寬以		

						527
					一五	三
				二六	四	
			一七			
		二八			"	
	一九		五			
523						
524						
525						
526						
527						

晉韓起聘于鄭伯享之子產戒曰苟有位於朝無有不共恪孔張後至國而無礼何以求榮孔張失位吾子之恥也子產怒曰子寧以他規我宣子有環其一在鄭商宣子謁諸鄭伯子產弗與·宣子曰二三君子請皆賦子產賦鄭之羔裘

冬有星孛于大辰西及漢·鄭裨寵言於子產曰宋衛陳鄭將同日火若我用瓘璧玉璠鄭必不火子產弗与

宋衛陳鄭也數日皆來告火裨寵曰不用吾言鄭又將火子產曰天道遠人道邇非所及也何以知之·不与亦不復火·七月鄭子產為火故大為社

鄭大水氾閼于時門之外洧淵國人請為禦焉子產弗許

子產有疾謂子大叔曰我死子必為政唯有名德者能以寬服民其次莫如猛夫火烈民望而畏之故鮮死焉水懦弱民狎而傲之則多死焉故寬難疾數月而卒

その時彼は処置宜しきを得て叛賊を平げた。

子产曰為門者比鄰司隸府庫慎閉藏元守備成列而後出兵車十七乘戶

而攻盜於北宮子蟠帥國人助之殺尉止子師僕盜衆盡死(左伝襄公十年)

子駟為田洫司氏堵氏侯氏子師氏皆喪田焉故五族聚群不逞之人因公

子之徒以作亂於是子駟當國子國為司馬子耳為司空子孔為司徒冬十月戌辰尉止司臣晉堵父子師僕帥賊以入晨攻執政于西宮之朝殺子駟子因子耳却鄭伯以如北宮(左伝襄公十年)

その後子孔という大夫專政を行わうとし、諸大夫が激怒した時、子

產は「衆の怒は犯し難い、専欲は成り難い、……衆を犯せば禍を

興そう」と言って止めた。

子產曰衆怒難犯專欲難成合二難以安國危之道也不如焚書以安衆子得所欲衆亦得安不亦可乎專欲無成犯衆與禍子必從之（左伝襄公十一年）

此等より推測すると、彼は年少にして既に立派な人格と聰明さを有していたことは明かである。然かも子孔は彼の諫を聽かずに、その後も專政を行っていた為、国人の怨を買ひ襄公十九年に子西等に殺され、

子孔之爲政也專國人患之乃討西宮之難與純門之師子孔當罪以其甲及子革子良氏之甲守甲辰子展子西率圉人伐之殺子孔（左伝襄公十九年）

その後に彼は卿に任せられた。

鄭人使子展當國子西聽政立子產爲卿（左伝襄公十九年）

然し此の時には彼は子展子西良胥の次に位していた。

賜子產次路再命之服先六邑子產辭邑曰自上以下降殺以兩禮也臣之位在四（襄公二十六年）

杜注

箋曰十五年鄭人以子西伯有子產之故納諸于宋是伯有在子

西之下也十九年子展當國聽政是子西次子展故此注以子西

為二良胥為三

彼は卿に任せられて以來、多難な国交を巧妙に処置して鄭国を安きに置いた。嘗て子大叔が彼に政を問うた時、彼は「政というものは農事と同じだ。日夜之を思い、怠らずに行ひ、且つ、よく考へて後

行い、決して道にはすれはいけない。そうすれば、過誤が少ないと教えている。

子產曰政如農功日復思之思其始而成其終朝夕而行之行無越思如農之有耕其過鮮矣（左伝襄公二十五年）

又嘗て鄭の簡公が彼の戰功を賞して六つの邑を与えるようとした時、彼はその賞の己の地位に過ぎて礼に叛いている事を以て辞退した。だが簡公が聽き入れないので、その半分を貰つた。之を見た行人子羽は「子產は礼謙宜しきに適つてゐるから、将来必ず国政を掌るようにならう」と言つた。

鄭伯賈入陳之功三月甲寅朔享子展賜之先路三命之服先八邑賜子產

次路再命之服先六邑子產辭邑曰自上以下降殺以兩禮也臣之位在四且子展之功也臣不敢及賞礼請辭邑公固子之乃受三邑……公孫揮曰子產其將知政矣謙不失礼（左伝襄公二十六年）

又魯の襄公二十九年に吳の君子季札が鄭に行き彼に会つて「鄭の執政は侈つてゐる故に、国政はやがて貴殿の手に帰するであろう。」

と言つてゐる。其の年に又、鄭の裨謨が第三番目の大夫なる伯有の無道を見て「善が不善に代るるのは天命である。政治は子產の手に帰するであろう。位の順序を以て政を掌るものなら、彼は未だその頃にはならないが、国民の信望に依つて政をやるなら、当然彼にその番が來るのである。天も彼に政を与えようとして、彼の上位に在る伯有をして精神を狂わせたのだ。故に今の次卿の子西が死んだら、

必ず之に代るだろう。天は永い間、鄭に禍したが、子產に之を鎮めさせたら、必ず困難も平定するだろう。彼が政を掌らねば、我が鄭は亡びよう。」と言っている。

季子謂子產曰「鄭之執政侈難將至矣。政必及于子。子為政慎之以禮不然鄭國將敗……」。柳葉曰「善之代不善天命也。其焉群子產等不踰等則位班也。振善而舉則也隆也。天又除之。尊伯有魂子西即世將焉之天禍鄭久矣。其必使子產息之。乃猶可以戾不然將亡也矣」（左伝襄公二十九年）

又伯有はその暴なる故を以て子西の兄弟の子晳に追われた。當時、上卿であつた子皮^{子晳}の祖父、次卿の子西の父^{伯有}及び公孫段の父は同一母から出た者であり、子產の父と伯有の祖父とは同じ穆公の子でも、前の三者とは別の母から生れた者で、當時前三者が互に助け合つていて、その勢が強力であった。且つ伯有が追われた直接の原因は子晳に無理なことを命じた事に在る。それで伯有が追れた時、或る人が子產を批評して、彼は直なる子晳に味方し、勢の強い三家を助けた」と言った。

彼のようないい處を殺すことは最も大なる國禍である」と言つて果たなかつた。

子產斂伯有氏死者而殯之不及謀而遂行印段從之子皮止之衆曰「人不我順何止焉」。子皮曰「夫子礼於死者況生者乎。遂自止之……」。廟常率国人以伐之。召子產子產曰「兄弟而及此。吾從天所与。伯有死於羊肆。子產憤之。枕之股而哭之。斂而殯諸伯有之臣。在市側者既而葬諸城子廟。憤攻子產子皮怒之。曰「礼固之辭也。殺有礼禍莫大焉。」乃止（左伝襄公三十年）

之を聞いた子產は「何で彼等の味方をしようぞ。彼の三家が真に直であり、又強かつたならば伯有の此の度の乱など起る筈がない。何れも五十歩百歩の者で与するに足りない者ばかりだ。故に自分は姑く自分の思う所を行わう」と言った。

鄭伯有嘗酒為廟室而夜飲酒擊鐘焉。朝至未已……半臥豐同生伯有汰侈故不免人謂子產就直助廟子產曰「豈為我徒國之禍難誰知所敵或主彊直難乃不生姑成吾所」（左伝襄公三十年）

彼は子皮等の開いた善後処置の会議に出席せずに國を去ろうとした。併し子皮が「礼を守る人格者を去らせてはならぬ」と自ら行つて止めたので思い止つた。子西の子晳常が国人を率いて伯有を伐ち、皆が彼にも之に参加するようと言つたが、彼は「同じ一族であつながら互に相伐つ者には与みせない」とて断り、伯有が殺された。彼は之を股に枕させて哭し、遂に葬つてやつた。之を見た廟常は怒つて彼を攻めようとしたが、子皮が怒つて「礼は國の根幹である。彼のようないい處を殺すことは最も大なる國禍である」と言つて果たなかつた。

斯くて子皮は彼の人格に敬服して上卿として国政を掌る権を彼に譲らうとした。彼は「我が國は小であつて、大国の近くに在り之を善處する事は困難である。又公族^{侯族}は凡ての勢が大きくて、手の附

けようが無い。私にはとてもやれない」と断った。併し子皮が

美しい衣冠を蔽した。之は結局彼がそうさせたのである。)

「私が皆を率いて君に仕えたら大丈夫だらう」と云つたので彼は之を承諾した。彼は銳意国政に従つた。

鄭子皮授子產政辭曰國小而偏族大寵多不可為也子皮曰虎帥以聽誰

敢犯子子善相之國無小小能事大國乃寃子產為政(左伝要公三十年)

その彈力ある統治の一つを紹介しよう。伯石(公孫段)に命じたい

ことがあつたので、その心を収穫するため領地を与えるようにし

た。子大叔は「鄭の国は私達が皆一様に仕えている國であるから伯

石独り特別に与えられることはない。」それでは上位の権威が上の

人にならざることになる。子產は「人には欲心のないものはない。其の

欲を遂げようとして其の職に勤めている。為政者は之を利用して成

功を督責して往けば成功の権は上の人であつて、下の人にはない。

どうして領地を惜しみましょか、与えても他国の領地にはならない

い」と。彼の政治は合理に立つてゐると言われる所以が此處にある。又他面、人間の機微をよく把握しているとも言われる。

有事伯石賂与之邑子大叔曰國皆其國也奚獨賂焉子產曰無欲夫難昔

得其欲以從其事而要其成非我有成其在人乎何愛於邑邑特焉往(左

伝要公三十年)

彼は国政に当つて一年後、人々が「我が衣冠を取りて之を晒せしめ、

(子產が奢侈を禁じた為人民は贅沢物を没収せられる事を恐れ、

我が田畠を取つて之を伍にする。(五人組の様な制度を設けたのである。)孰か子產を殺す。吾は之(子產を殺す者)を与けよう」と

歌つて彼を怨んだ。それは彼の政治のやり方が、今迄の乱れたやり

方と違う故、今迄に慣れた国民は反つて之を好まなかつた為である。併し三年目位には国人も彼の政を讃えて、「我に子弟あり子產

之を誨う。我に田畠あり、子產之を殖した。子產にして死なば、誰

がそれを嗣ぐ」と歌い彼の長命を願うようになった。

従政一年與人誦之曰取我衣冠而替之取我田畠而伍之孰殺子產吾其

与之及三年又誦之曰我有子產誨之我有田畠子產殖之子產而死誰其

嗣之(左伝要公三十年)

子產の民意反映を重要視した一例に、鄭の人々が郷校に集つては子

產の政事の批評をしていた。然明が彼に「あれでは君の為にならぬ

から郷校を毀したらどうだ」というと彼は「その必要はない。彼等が

善とする所に従い悪とする所は改めねばならぬ。彼等は我が師であ

る。何で毀たれようか。且つ吾輩は忠告をして人の怨を減ずると

は聞いているが、威光を以て人の怨を防ぐとは聞いた事がない。威

光を以てすれば怨言は忽ち止むだろう。然しその怨心までも止める

事は出来ぬ。譬えてみれば、河の流を防止するようなものだ。河の小決済にも似た今の程度の怨なら、防いで之をよい方に導く事が出來るし、又苦難にとつては渠になる。けれど威光を以て時々の小決

潰を無理に防止した為、今度大決潰したらその時こそは防ぐ方法がない。そして又小決潰を無理に防げば、その大決潰は必ず来るに定つてゐる」と答えた。孔子が此の事を伝え聞いて「是に依つて彼を観るに人が子産は不仁者だと言つても吾輩はそれと信じない」と言つた。

鄭人游于鄉校以論執政然明謂子產曰毀鄉校如何子產曰何為夫人朝夕退而游焉以譏執政之善否其善者吾則行之其所惡者吾則改之是吾師也若之何毀之我聞忠善以損怨不作成以防怨豈不遠止然猶防川大決所犯傷人必多吾不克教也不如小決使道不如吾聞而棄之也……仲尼聞是語也曰以是觀之人謂子產不仁吾不信也（左伝襄公三十一年）

然し彼の政事について全般的に賛同する者ばかりでなく孟子は次のように批判している。子産は寒中に人が潔水泔水を徒歩で渡つてゐるを見て不憫に思つて、自分の乗物に之を載せて渡してやつた。当

時一般の人民は其の恩恵に感じて之を称讃した。孟子之を批評していふに、子産の行為は私恩小利で為政者として暗いといわねばならぬと言つてゐる。

子產聽鄭國之政以其乘輿濟人於溱洧孟子曰惠而不知為政……君子平其政行辟人可也焉得人人而濟之故為政者每人而悅之日亦不足矣

（孟子・離婁下）

或時子皮はその臣の尹何というものをして其の私色の大夫にしよう

として子産に相談した。子産は「年が若いから、よいかどうか分らない」子皮は「謹善の者だから私は彼を愛している。彼は私の期待を裏切らない。邑の大夫として赴任して実地に政事を練習させたら彼は益々治道を弁えるだろう」といった。子産は「学問が出来上つてから政事に入ることは聞いているが、政事を練習することを聞いたことはない。之を本当に実施したら必ず弊害が生ずるだろう」と対えた。子皮は「成程私は不行届きでした。君子は遠大なことを知り小人は卑近なことしか知らない。實に私は小人である」と言つた。政事の重大性をよく察知しその実施に当つて慎重であるべきことを忌憚なく眞陳している点は洵に敬服に値する。

子皮欲使尹何為邑子產曰少未知可否子皮曰吾愛之不吾叛也使夫往而學焉夫亦愈知治矣……僕聞學而後入政未聞以政学者也若果行此必有所害……子皮曰善哉虎不敏吾聞君子務知大者遠者小人務知小者近者」（左伝襄公三十一年）

彼は又信念の人でもある。自ら信じて縮ければ千萬人と雖も吾往かんの氣魄を持って所信に邁進したのである。彼は丘賦を制定したが、国人は之を謗つて「彼の父が尉氏の為、殺され、彼自らは賦を重くして百姓を荼毒しようとした。萎の尾に毒あるように人民に被害を与え、此のような令を出せば、國中の人は堪えられないだらう」という批判を聞知した大夫子寬は子產にこのことを報告した。

子產は何の悔ることがあろうか。社稷に利益を齎らすことならば、

死生をも顧慮しない。愚民の謗言の如きは憂慮するには及ばないし法規は変えることはできない。詩經に「若し礼儀に叶つた事ならば衆人の謗言を憂慮するには足りない。私は決して腐棄しない」と言つてゐる。

子產作丘賦國人謗之曰其父死於路已為進尾以令於國若之何子寬以告子產子產曰何害苟利社稷死生以之其害聞為善者不改其度故能有濟也民不可逼度不可改詩曰礼義不愆何恤於人言(左伝昭公四年)

又、刑罪を用いる政治は下の下である。德治主義こそ政治道の窮屈の理念であるとの叔向の忠告に對して至極御尤の御説である某は不才にして子孫の事まで憂うる余裕はない唯現今の鄭國は公族侈汰獄

を断ずること公平を欠き、輕重の正を失している状態を如何に救うかが問題である。彼子產こそ愛國に徹した為政者といふべきである。

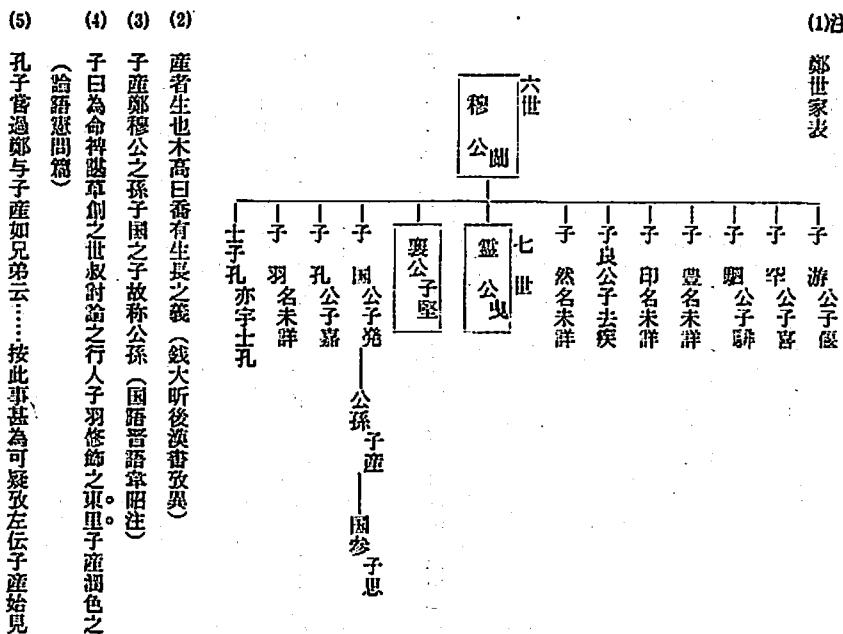
三月鄭人鋤刑書叔向使語子產書曰始晉有虞於子今則已矣昔先王職事以制不為刑辟懶民之有争心也猶不可禁舉是故闇之以義……今吾

子相鄭國作封洫立防政制參辟鋤刑書将以靖民不亦難乎詩曰儀式刑文王之德日靖四方……如是何時之有民知爭端矣將亦礼而徵于書雖

刀之末將盡爭之亂獄滋豐贋略並行終子之世鄭其敗乎朕聞之國將亡必多制其此之謂乎復書曰若吾子之言僥幸不能及子孫吾以救世也

(左伝昭公六年)

つづく



於娶之八年其時父子因呼之為童子則尚未冠也卒於昭之二十年首

尾凡得四十四年計其卒時年六十余矣（諸史彙言卷一、史記）

(6) 子謂子產有君子之道四焉其行之也恭其事上也敬其養民也惠其使

民也義（論語公冶長篇）

或問子產子曰惠人也問子西曰彼哉彼哉（論語憲問篇）

(7) 孔子之所敬事於周則老子於衛還伯玉於齊晏平仲於楚老萊子於鄭

子產（史記仲尼弟子列伝）

子貢問於孔子曰夫子之於子產晏子可謂至矣故問二大夫之所為

目夫子之所以與之者孔子曰夫子產於民為惠主於學為博物…故

吾皆兄事之而加恭敬（孔子家語弁政篇）

及子產卒仲尼聞之出涕曰古之遺愛也（左伝昭公二十年）

子大叔…鄭的大夫。姓是游，名是吉。世叔是那个字。世叔是那个字。

左伝には字を大叔又は子大叔と記しているが、之については清

の釋韻集注等は「大子」を「世子」と讀う如く、世を大とは通

すると言つてある。晉の杜預注左伝は彼は游販（鄭穆公—公子游—

の弟であるとしているが、清の劉宝楠論語正義は游販の子だとい

う。左伝襄廿一年に游販が死んだ時、時の上卿の子展が「子良

を廢して大叔を立てた」とあるのによれば游販の弟と見る方が

正しい。当然游氏を嗣ぐべき者、即ち嗣子であった子良を廢し

たと思われるからである。鄭で諸侯に應対する辞命をつくる

時、その辞命の可否を検討した人である。左伝襄卅一年

(12) 行人子羽…公孫押。行人は官名、子羽は字、系図は分らず。

左伝によれば、子產や世叔よりも一段低い地位にいたようであ

る。行人の官は周礼秋官の大行人・小行人から推すに、宗廟会

同の礼儀、時聘会同の事を掌るものである。故に後漢の馬融論

語集解「使を掌る官」と註している。彼が諸國の大夫の接待役

をやつたことが見えてる。左伝襄廿一年昭元年彼の名は左伝には

襄公廿四年鄭の簡公十七年、子產から昭公十六年鄭の定公四年

五年が卿となつて後六年自子產の卒するまで間に散見している。「論語憲問に命を為るに…行

前五年まで間に散見している。「論語憲問に命を為るに…行

る。

人子羽之を修飾し…」とあるによれば文辭に巧な者の様であ

る。

裨端…左伝に裨端、或は「卑堪」南宋本論語後漢書注引風俗

通或は「卑湛」漢書古に作つてゐる。清の釋韻四書は「裨」は

「卑」に正しく、「湛」は「堪」と通用し、正しくは「湛」に

作るべきだと讀んでゐる。江声論語は「裨」は字で、その名を端と

いふといつてゐる。それは左伝に殆ど同時に「裨端」襄廿九年。

という名と「裨端」襄廿八、卅昭九年という名とが見えてゐる

事に依拠しての立説である。竹添井々論語は卑湛と裨端との二

人を惑せている。左伝には前者は善く謀る者とし、後者は天道

を讀んでゐる故、兩者は別人であるとしている。何れが正しい

か決し兼ねる。予言的な存在である而も天文を見て所謂星占

をする人であったようだ。